

平成20年度

財政投融资計画について

理財局財政投融资総括課長
上野 善晴

1. 平成20年度財政投融资計画の基本的考え方

平成20年度財政投融资計画の編成にあたっては、社会経済情勢に即応し、真に政策的に必要な資金需要には的確に対応しつつ、対象事業の重点化・効率化を図ることとした。

2. 平成20年度財政投融资計画のポイント

(1) 計画の規模

平成20年度財政投融资計画については、対前年度比2.1%減の13兆8,689億円と、ピーク時（平成8年度：40.5兆円）の3分の1の水準となっている。14兆円を下回るのは、昭和52年度以来31年振りである。また、平成20年度末財政投融资計画残高においても、約219.9兆円（見込み）と、ピーク時（平成12年度：417.8兆円）の約2分の1の水準となっている（資料1～3）。

(2) 計画の概要

① 平成20年度財政投融资計画においては、財政改革の趣旨等を踏まえ、対象事業の重点

化・効率化を図るとともに、国の戦略的に重要な分野に対しては重点的に対応することとしており、

- ・ 成長力強化の取組みとして、レアメタル等の資源の安定供給確保（（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構への産業投資：100億円）や次世代環境航空機の技術開発支援（（独）新エネルギー・産業技術総合開発機構への産業投資：50億円）
- ・ 地域活性化の取組みとして、政策金融を活用した地域における企業立地・企業再生等の促進（国民生活金融公庫・中小企業金融公庫等への産業投資：286億円）と地域力再生機構の創設（預金保険機構への産業投資：100億円）
- ・ 環境・アジアへの取組みとして、気候変動対策への貢献とアジア向け投資の促進（国際協力銀行への産業投資：200億円）

等について新たに支援を行うこととしている。

また、奨学金の充実による人材の育成、羽田空港の再拡張、石油・LPガス備蓄事業といった重要分野にも、引き続き融資による支援を行うこととしている。

② 更に、政策金融改革への対応としては、

- ・ （株）日本政策金融公庫について、「政策

(資料1) 平成20年度財政投融资計画の概要

(単位: 億円、%)

区 分	平成19年度 計 画	平成20年度 計 画	伸 率	(参考) 貸付規模・事業規模		
				平成19年度	平成20年度	伸 率
1. 公庫等	39,624	42,514	7.3	57,714	56,035	△ 2.9
うち株式会社日本政策金融公庫	38,828	41,723	7.5	56,285	54,696	△ 2.8
(国民一般向け業務)	(20,339)	(19,962)	(△ 1.9)	(27,653)	(26,763)	(△ 3.2)
(中小企業者向け業務)	(10,733)	(10,397)	(△ 3.1)	(15,062)	(14,003)	(△ 7.0)
(農林水産業者向け業務)	(1,700)	(1,770)	(4.1)	(3,500)	(3,200)	(△ 8.6)
(国際協力銀行業務)	(6,056)	(8,934)	(47.5)	(10,070)	(10,070)	(0.0)
(危機対応円滑化業務)	(—)	(660)	(皆増)	(—)	(660)	(皆増)
沖縄振興開発金融公庫	796	791	△ 0.6	1,429	1,339	△ 6.3
2. 教育・福祉・医療関連機関	8,304	8,763	5.5	13,495	14,133	4.7
うち独立行政法人日本学生支援機構	3,832	4,541	18.5	5,727	6,512	13.7
独立行政法人福祉医療機構	3,307	3,008	△ 9.0	5,998	5,723	△ 4.6
独立行政法人国立大学財務・経営センター	656	624	△ 4.9	712	688	△ 3.4
3. その他の独立行政法人等	38,544	35,863	△ 7.0	38,051	37,921	△ 0.3
うち独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	24,750	23,830	△ 3.7	—	—	—
独立行政法人都市再生機構	8,081	7,340	△ 9.2	3,423	2,604	△23.9
独立行政法人国際協力機構	4,246	2,923	△31.2	7,700	7,700	0.0
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	747	959	28.4	355	405	14.1
4. その他の機関	13,850	11,449	△17.3	30,338	28,076	△ 7.5
うち株式会社日本政策投資銀行	7,440	6,980	△ 6.2	12,500	14,700	17.6
中日本高速道路株式会社	1,746	1,072	△38.6	3,987	3,673	△ 7.9
社会資本整備事業特別会計(空港整備勘定)	771	725	△ 6.0	1,624	1,225	△24.6
東日本高速道路株式会社	1,124	644	△42.7	2,568	2,209	△14.0
西日本高速道路株式会社	923	594	△35.6	2,108	2,036	△ 3.4
小 計	100,322	98,589	△ 1.7	139,598	136,165	△ 2.5
5. 地 方	41,300	40,100	△ 2.9	125,108	124,776	△ 0.3
うち地方公共団体	32,800	32,400	△ 1.2	125,108	124,776	△ 0.3
地方公営企業等金融機構	8,500	7,700	△ 9.4	(13,500)	(2,100)	(△84.4)
合 計	141,622	138,689	△ 2.1	264,706	260,941	△ 1.4

(注) 1. 「株式会社日本政策金融公庫」の平成20年度欄の金額には、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、農林漁業金融公庫及び国際協力銀行(国際金融等勘定)の計画額を含み、平成19年度欄の金額は、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、農林漁業金融公庫及び国際協力銀行(国際金融等勘定)の計画額の合計である。

また、「国民一般向け業務」、「中小企業者向け業務」、「農林水産業者向け業務」、「国際協力銀行業務」及び「危機対応円滑化業務」の計数は、「株式会社日本政策金融公庫」の金額の内数であるため、同業務に係る分を()内書で計上している。

2. 「独立行政法人国際協力機構」の平成20年度欄の金額には、国際協力銀行(海外経済協力勘定)の計画額を含み、平成19年度欄の金額は、国際協力銀行(海外経済協力勘定)の計画額である。

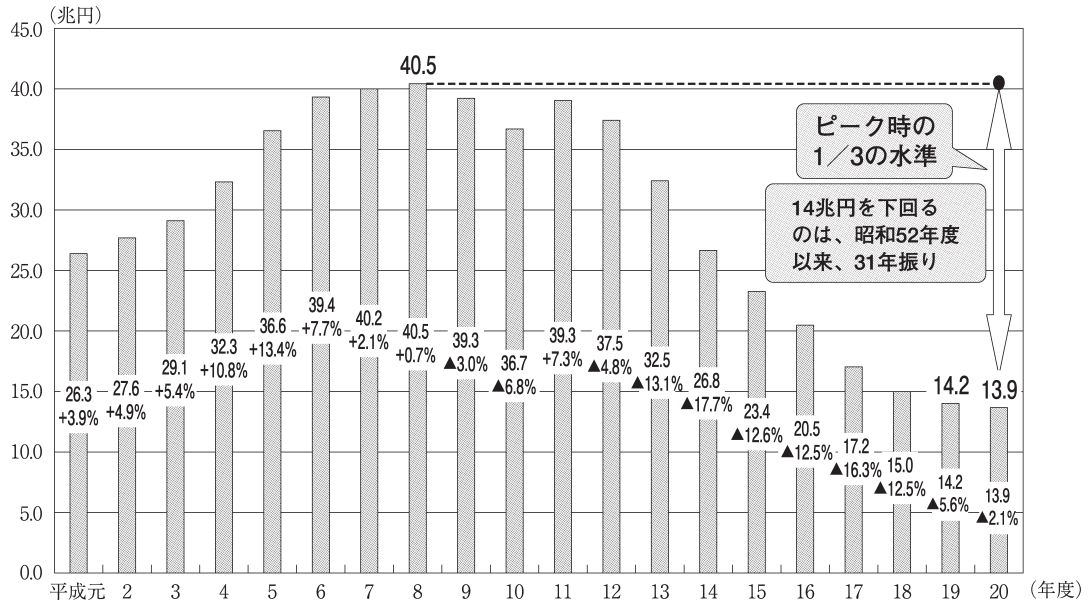
3. 「株式会社日本政策投資銀行」の平成20年度欄の金額には、日本政策投資銀行の計画額を含み、平成19年度欄の金額は、日本政策投資銀行の計画額である。

4. 「社会資本整備事業特別会計(空港整備勘定)」の平成19年度欄の金額は、空港整備特別会計の計画額である。

5. 「地方公営企業等金融機構」の平成20年度欄の金額には、公営企業金融公庫の計画額を含み、平成19年度欄の金額は、公営企業金融公庫の計画額である。

また、「地方公営企業等金融機構」の貸付規模は、「地方公共団体」の金額の内数であるため、同機構に係る分を()内書で計上している。

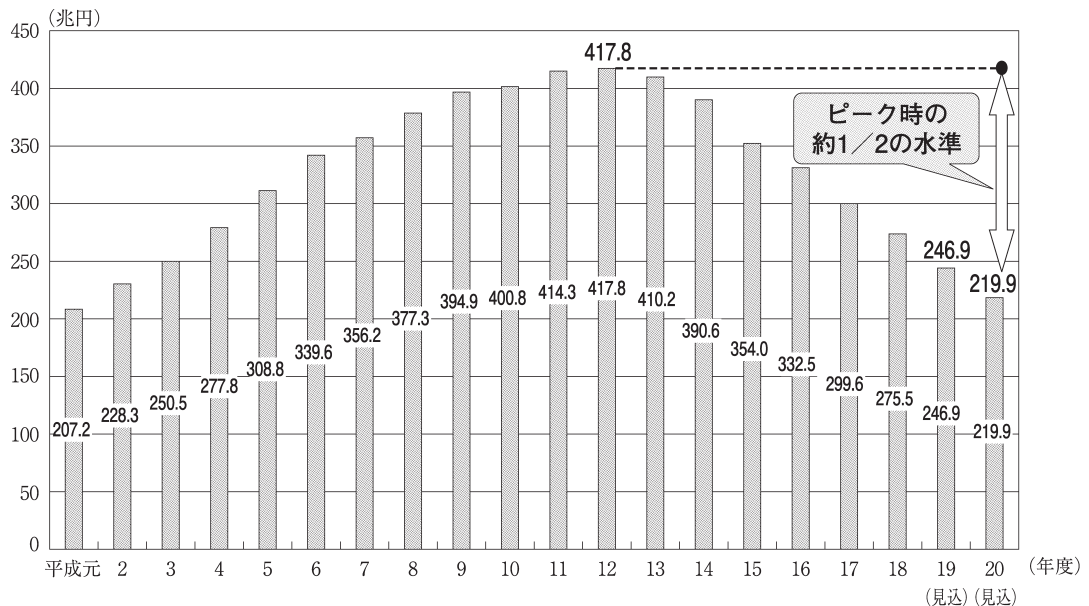
(資料2) 財政投融资計画の推移 (フロー)



(注) 1. 当初計画ベース。
2. 平成12年度以前は、一般財政投融资ベース。
3. 金額の下に対前年度増率を示している。

財投改革スタート → 改革

(資料3) 財政投融资計画残高の推移 (ストック)



(注) 1. 平成18年度までは実績。
2. 平成19年度及び20年度の残高は、平成19年12月20日時点の見込みである。
3. 平成19年度及び20年度の残高は、それぞれ財政投融资資金貸付金の証券化予定額0.1兆円、0.5兆円による減少を反映した額である。

財投改革スタート → 改革

金融改革に係る制度設計」に基づき事業を見直し、重点化

- ・ (株)日本政策投資銀行について、完全民営化への移行期間に入ることを踏まえ、財投規模を縮減
- ・ 地方公営企業等金融機構について、公営企業金融公庫の資産・負債を承継することに伴い財投対象を既往の政府保証債の借換えに限定することとしている。

(3) 財投債

財政融資資金からの貸付けの原資となる財投債については、平成19年度に対し10兆2,000億円減（市中発行分2兆6,000億円減）の8兆4,000億円を発行する予定である。平成19年度末をもって郵貯等に対する預託金の払戻しが基本的に終了し、平成20年度から経過措置である郵貯等の直接引受がなくなることにより、財投債は全額市中発行されることになる。

一方、平成20年度において、後述の財政融資資金貸付金の証券化による収入を財源とした財投債の買入償却を日本銀行から約1,000億円実施する予定である。

(単位：兆円)

	19年度	20年度
財投債発行額	18.6	8.4
うち市中発行分	11.0	8.4
経過措置分	7.6	—

(4) 財投機関債

財投機関債は、各財投機関が金融市場において個別に発行する政府保証のない公募債券である。平成20年度計画においては、26機関（平成19年度24機関）が5兆2,319億円（平成19年度6兆2,261億円）の発行を予定している（資料4）。

(資料4) 平成20年度における財投機関債の発行予定

(単位：億円)

機 関 名	金 額	
	19年度	20年度
独立行政法人住宅金融支援機構	36,839	32,874
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	5,300	5,300
株式会社日本政策投資銀行	2,900	3,200
公営企業金融公庫	3,600	1,600
独立行政法人日本学生支援機構	1,170	1,170
独立行政法人都市再生機構	1,400	1,100
独立行政法人福祉医療機構	1,125	1,030
中日本高速道路株式会社	500	1,000
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,000	940
国際協力銀行	2,000	700
国民生活金融公庫	1,900	600
中小企業金融公庫	1,900	600
東日本高速道路株式会社	250	400
西日本高速道路株式会社	250	400
独立行政法人国際協力機構	—	300
沖縄振興開発金融公庫	200	200
首都高速道路株式会社	100	200
阪神高速道路株式会社	100	150
農林漁業金融公庫	230	100
独立行政法人水資源機構	150	90
中部国際空港株式会社	—	89
日本私立学校振興・共済事業団	80	80
関西国際空港株式会社	1,106	55
独立行政法人国立病院機構	50	50
独立行政法人国立大学財務・経営センター	50	50
独立行政法人森林総合研究所	61	41
合 計 〔機 関 数〕	6兆2,261億円 〔24〕	5兆2,319億円 〔26〕

- ① 株式会社日本政策投資銀行の20年度の金額には、日本政策投資銀行が平成20年10月1日の組織変更前に発行を予定している金額（2,500億円）を含み、19年度は、日本政策投資銀行の平成19年度発行予定額である。
- ② 独立行政法人森林総合研究所の19年度は、独立行政法人緑資源機構の平成19年度発行予定額である。

3. 財政融資資金貸付金の証券化

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」においては、政府の資産・債務改革の一環として、平成27年度末までに財政融資資金貸付金残高を130兆円超圧縮することとしている。今後、財投改革の成果により、貸付金残高は110兆円程度減少することが見込まれているため、さらに追加的努力として20兆円程度の削減が必要となる。財政融資資金貸付金の証券化については、この追加的努力のひとつとされ、メリットがコストを上回る場合に積極的に実施することとされている。

初回発行は平成20年2月に1,000億円を予定している。今後も継続的に実施する予定であり、平成20年度の実施額は最大5,000億円発行できるよう予算計上している。

4. 財政投融資特別会計から国債整理基金特別会計へ繰入れ

財政投融資特別会計の金利変動準備金について、郵貯・年金の預託払戻しが平成19年度で終了し、財投債の発行額が減少すること等により、平成20年度以降金利変動リスクが相当程度減少することを踏まえ、準備率の上限を1000分の100から1000分の50へ引き下げることにした。これにより、金利変動準備金20兆円のうち9.8兆円を国債整理基金特別会計に繰り入れ、国債残高の圧縮に充てることとし、財政健全化や資産・債務改革等に貢献することとしている（資

料5）。

5. 地方向け財政融資資金の繰上償還

平成18年12月、財政状況の厳しい地方公共団体に対する財政融資資金からの金利5%以上の貸付について、平成19年度から3年間の臨時特例措置として、徹底した行政改革、経営改革を実施すること等を条件として、補償金を免除した繰上償還を認めることとした。平成19年度において、地方公共団体からの申請を受けて財務局等において審査を行ってきたが、12月に地方公共団体から提出された財政健全化計画等の承認を行ったところであり、合計で繰上償還申請額は3兆977億円、補償金免除見込額は5,500億円程度となっている。本措置を通じて、地方公共団体の早期の財政健全化が促進されることにより、将来的な国民負担の軽減につながるものと期待している（資料6）。

6. 基本問題検討会の中間報告

「財政投融資に関する基本問題検討会」は、今後の財政投融資の在り方について議論するため、平成19年2月に設置され、①資金調達、②財政投融資の役割と対象分野、③産業投資、④地方公共団体への貸付けなどを中心に議論を行い、平成19年12月に中間報告をとりまとめた。平成20年6月下旬頃を目途に最終報告をとりまとめる予定である（資料7）。

（資料5） 財政投融資特別会計の金利変動準備金の推移

	17年度末	18年度末	19年度末	20年度末
金利変動準備金	23.7兆円	15.3兆円	17.9兆円	10.2兆円
		▲12.0兆円		▲9.8兆円
準備率	70/1000	53/1000	73/1000	50/1000
(金利変動準備金／総資産)			(上限100/1000)	(上限50/1000)

(資料6) 地方向け財政融資資金の繰上償還に係る補償金免除

趣 旨

地方公共団体の厳しい財政事情等を踏まえ、平成19年度から21年度までの臨時特例措置として、徹底した行政改革・経営改革の実施等を条件に、地方公共団体に対する財政融資資金の貸付金の一部について、補償金を免除した繰上償還を実施。

対象となる地方債

平成4年5月31日までに貸し付けられた金利5%以上の地方債。

対象団体の要件

普通会計債の対象団体要件は、下記の通り。

- 金利 5%以上 6%未満の地方債：実質公債費比率が18%以上の団体
- 金利 6%以上 7%未満の地方債：実質公債費比率が15%以上の団体
- 金利 7%以上の地方債：実質公債費比率が15%未満であるが、経常収支比率が85%以上若しくは財政力指数0.5以下等の団体

(注1) 財政力指数が1.0以上の地方公共団体は対象としない。

(注2) 合併市町村については、対象団体要件を緩和。

(注3) 公営企業債にも、普通会計債と同様の水準の要件を適用。

4 条 件

補償金免除による繰上償還は、以下のように「4条件」を満たし、法律に基づいて行うことを要件とする。

- ① 抜本的な行政改革・事業見直しが行われること
- ② 繰上償還の対象となる事業と他の事業について、明確な勘定分離ないし経理区分が行われ、他の事業に対する財政融資資金が繰上償還対象事業に流用されないことが確認されること
- ③ 財政健全化・公営企業経営健全化へ向けた新規の計画が策定・実施されること
- ④ 財政状況の厳しい団体について、補償金を免除した繰上償還と併せて抜本的な行政改革が行われることにより、早期の財政健全化が図られ、最終的な国民負担の軽減につながると認められること

財政健全化計画等の承認状況
(平成19年12月承認)

- 団体数：1,419団体【うち、道府県46団体、政令市16団体、市町村等1,357団体】
- 財政健全化計画等の件数：3,598件
- 繰上償還申請額：3兆997億円【うち19年度分(7%以上)：1兆2,856億円】
- 補償金免除見込額：5,500億円程度【うち19年度分(7%以上)：2,300億円程度】

(注) 実際の補償金免除相当額は、繰上償還実施時の金利水準により決定される。

(参考) 都道府県別繰上償還申請額等(平成19年12月承認)

(単位：億円)

団体区分	団体数	繰上償還申請額	補償金免除見込額
北海道	117	2,430	402
青森県	43	547	100
岩手県	29	306	50
宮城県	35	1,202	216
秋田県	21	451	75
山形県	34	546	95
福島県	41	548	104
茨城県	43	1,027	190
栃木県	27	435	78
群馬県	35	316	56
埼玉県	56	1,047	184
千葉県	43	723	127
東京都	14	212	40
神奈川県	11	1,804	346
新潟県	28	869	148
富山県	17	559	101
石川県	20	476	87
福井県	15	310	56
山梨県	21	289	56
長野県	81	1,007	173
岐阜県	28	399	75
静岡県	20	687	121
愛知県	19	885	154
三重県	23	477	87

団体区分	団体数	繰上償還申請額	補償金免除見込額
滋賀県	28	442	79
京都府	24	1,032	195
大阪府	37	1,598	295
兵庫県	49	2,064	349
奈良県	30	524	90
和歌山県	23	164	27
鳥取県	13	139	25
島根県	18	279	46
岡山県	24	645	115
広島県	22	1,028	187
山口県	22	495	87
徳島県	17	105	13
香川県	12	262	44
愛媛県	26	487	93
高知県	30	358	50
福岡県	59	1,554	289
佐賀県	21	297	50
長崎県	23	456	80
熊本県	33	501	96
大分県	17	319	60
宮崎県	14	200	35
鹿児島県	37	344	52
沖縄県	19	153	30

全国計	1,419	30,997	5,510
-----	-------	--------	-------

(注1) 金額は、億円未満四捨五入。

(注2) 実際の補償金免除相当額は、繰上償還時における金利水準によって変動する。

(注3) 団体数には一部事務組合を含む。

（資料 7） 今後の財政投融資の在り方について（中間報告）の概要

平成19年12月
財政投融資に関する基本問題検討会

I. 財投改革以降の取組み

- 「財政投融資改革の総点検について」において、特殊法人等整理合理化計画の事業見直しの実施状況を確認し、事業の政策的必要性、財務の健全性等について精査を行った。財投対象事業の見直しの結果、平成19年度の財投計画の規模は14.2兆円とピーク時の約3分の1の水準となっている。
- 政策コスト分析などディスクロージャーの推進、資産負債管理（ALM）の進展、財投機関に対するチェック機能の充実が図られている。
- 特会改革、資産・債務改革などの重要課題についても、財政融資資金特会と産業投資特会の統合、財政融資資金貸付金の証券化などが実施される。

II. 資金調達の在り方

- 財投債については、郵貯・年金等の直接引受の経過措置が平成19年度で終了し、平成20年度からは全て市中発行される。
財政融資資金貸付金の証券化は資金調達手段の多様化につながる。
- 財投機関債については、効果と調達コストを勘案しながら、発行額を適切に判断する必要がある。
相当程度の資金調達を行う財投機関において引き続き財投機関債の発行に努めることが適当である。
- 政府保証債については、個別に厳格な審査を行い、過渡的または限定的に認めるべきである。

III. 財政投融資の役割と対象分野

1. 財政投融資の役割

財政投融資は、国の信用等に基づき調達した資金（有償資金）を財源とし、長期資金の供給・大規模プロジェクトの実施を可能とするための投融資活動である。

(1) 融資系機関

①金融市場の補完、②政策的誘導・支援、③国民負担の軽減、④自助努力

(2) 事業系機関

①大規模プロジェクト、②リスクの高い事業、③外部経済効果の大きい事業、④受益者負担、⑤将来の受益者による負担、⑥国民負担の軽減

(3) 地方公共団体

①国の責任等の度合いの強い事業への資金供給、②資金調達能力の差を踏まえた資金供給、③将来世代の負担、④国民負担の軽減

2. 財政投融資の特徴

①長期・固定の資金供給、②低利資金の供給、③租税負担を伴わない政策手段、④自助努力の促進、⑤受益者負担の実現、⑥将来の受益者による負担

3. 今後の財政投融資の対象分野

財政投融資の役割・特徴を踏まえると、今後とも各分野において財政投融資の活用を図ることが考えられる。ただし、社会経済情勢等の変化を踏まえ、政策的な必要性や民業補完性・償還確実性を精査し、財政投融資を活用することが適当か検証し見直していく必要がある。

- i) 完全民営化される場合、財投の対象外とする。民間で十分実施することが可能となった事業については廃止する。
- ii) 企業や民間金融機関の取組みを補完し支援する観点から見直す。

- iii) 大規模プロジェクトをはじめ、リスクが高いこと等により民間では実施困難で、かつ政策的重要性の高い事業について、財政投融资の活用を図る。
- iv) 政策的な必要性が新しく発生した場合、民業補完性や償還確実性を確認した上で、財政投融资の活用を図る。

IV. 産業投資

- 研究開発の分野においては、ベンチャー支援など、民間ではリスクを取りきれず対応が困難な部分に産業投資による有償のリスクマネーを供給していくことが求められている。その際、産業投資を運用する機関にとっても効果的に活用できる仕組み、民間が必要とする分野でリスクとリターンのバランスのとれた形で運用していく仕組みを作ることが必要となる。更に、産業投資全体を通じた投資基準・投資対象・投資手法等の明確化を図っていく必要がある。
- レア金属等の資源探鉱・開発の分野において、民間企業の取組みを促進するため、戦略的にリスクマネーを供給する必要がある。
- その他の投資分野においては、民間との間の適切なリスク分担を行う（メザニンファイナンス等）等、金融的な手法を用いて企業等に対する政策的な支援を促進する必要がある。
- 今後、最終とりまとめに向けて、産業投資の在り方について、より具体的な検討を行うとともに、財政融資と産業投資との組合せの在り方等について、研究していく必要がある。

V. 地方公共団体への貸付け

- 地方公共団体の貸付けについては、今後とも、地方公共団体の資金調達能力及び資金使途に着目した重点化の方向性を維持していく必要がある。
- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく早期健全化措置等による、地方公共団体の自己規律による財政健全化の進展も踏まえつつ、地方の財政規律の維持・向上を促すため、貸し手として、地方公共団体の財務状況を的確に把握し、具体的なアドバイスを含め、その財務状況の早期の改善等を促していくことが重要である。

財政投融资に関する基本問題検討会 名簿

〔座長〕	吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授	富山 和彦	株式会社経営共創基盤代表取締役CEO（株式会社産業再生機構元代表取締役）
〔座長代理〕	富田 俊基	中央大学法学部教授	広田 真一	早稲田大学商学部准教授
	池尾 和人	慶應義塾大学経済学部教授	穂坂 邦夫	NPO 法人 地方自立政策研究所理事長（前 志木市長）
	岩本 康志	国立大学法人東京大学大学院経済学研究科教授	松田 修一	早稲田大学大学院商学研究科（ビジネス専攻）教授
	江川 雅子	ハーバード・ビジネス・スクール 日本リサーチ・センター長	宮脇 淳	国立大学法人北海道大学公共政策大学院教授
	翁 百合	株式会社日本総合研究所理事	藻谷 浩介	日本政策投資銀行地域振興部参事役
	土居 丈朗	慶應義塾大学経済学部准教授	ロバート・アラン・フエルドマン	モルガン・スタンレー証券株式会社 経済研究主席兼マネージング・ディレクター